

第6回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和5年6月28日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 13番 藤本 政嗣 委員 14番 中谷 茂己 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和5年第6回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、3番藤田博文委員、4番田野敏広委員、10番菊池勇夫委員、12番黒木良昭委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は10名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>〈挨拶〉</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和5年第6回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。13番藤本政嗣委員、14番中谷茂己委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和5年6月28日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。</p> <p>事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2ページをお開きください。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があつたので、承認を求める。令和5年6月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号60番から65番までの6件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は60番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の53歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の82歳の方です。親子間の生前贈与ですが、今回譲り受ける農地については、すでに譲受人が耕作しております。申請地は、南郷神門字小路の畠1筆と、字長堀の田4筆、合計5筆の4,458.85m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、保全と水稻となってます。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、借入地のみの5,556m²。家畜はありません。家族総数3名の労力1名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14番、中谷です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人は15年ほど前に帰ってきて、椎茸や農林業を営んでいます。親の元気なうちに贈与しておきたいと言っておりました。何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号60番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号60番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号61番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は61番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の75歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の84歳の方です。両名は親戚関係になります。申請地は、西郷田代字岑ノ前、畠1筆、327m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっています。契約内容は、申請書明細のとおりですが、価格について説明いたします。譲渡人は思い入れのある土地で手放したくはないが、譲受人の強い要望で売買となりました。宅建取

引士と行政書士の立会いの下、両名が納得の上この価格に決定したと聞いております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,020 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員 2 番、森田です。ただ今事務局から説明があったとおりです。単価についても事務局から詳しく説明がありましたが、私自身も高いと感じました。親戚同士で具体的に十分話し合った結果ですので、問題ないものと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 61 番について質疑のある方は举手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 61 番に賛成の方の举手を求める。

〈全員、举手〉

ありがとうございます。全員举手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 62 番の説明をお願いします。

事務局員 8 ページをお開きください。受付番号は 62 番です。申請人の譲受人が、日向市の 86 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 60 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字岩下、畠 1 筆、400 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、北郷地区に自作地 12,151 m²を所有しています。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。譲受人は 86 歳と高齢ですが、本人・旦那さん・息子 2 人で農業経営をされており、問題ないと判断しました。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

黒木謙志 委員 9 番、黒木です。今回の申請は、譲受人から譲渡人へ、どうしても農地を売つてほしいと相談があったようです。申請地の奥に譲受人の農地があり、以前から申請地を通らないと農地に行けなかつたため、購入して野菜を耕作しつつ進入路

として利用したいということでした。譲渡人も今後利用する予定をたててないということで、今回了承したようです。何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 62 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 62 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 63 番の説明をお願いします。

事務局員 10 ページをお開きください。受付番号は 63 番です。申請人の譲受人が、日向市の 51 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 71 歳の方です。申請地は、北郷字納間字細字納間、畠 2 筆、375 m² であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。譲受人は北郷の方と結婚しております、現在単身で日向に住んでいます。今回空き家バンクを利用して空き家の購入ができ、それに付随する農地の購入になります。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長 地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員 7 番、柳田です。菊池勇夫委員の担当地区になりますが、欠席のため代わりに説明します。先程の説明のとおり、譲受人は単身で日向に住んでおり、奥さんは北郷の申請地のすぐ近くの実家の方に住んでいます。譲渡人はすでに宮崎市に家を持っているため、譲受人に空き家と農地を利用してもらうことは、双方にとつて有効だと感じております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 63 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 63 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 64 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 64 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 52 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 79 歳の方です。申請地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、2,040 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 1,349 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。譲受人は建設業をやっており、集落では中山間の役員もしてもらっています。中心的な存在です。譲渡人は現在重い病気にかかっており入院中です。申請地は以前より譲受人が耕作していたんですが、この度改めて契約を結んだということあります。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 64 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 64 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 65 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 65 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 42 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 71 歳の方です。申請地は、北郷入下字折戸、田 1 筆、1,133 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。15 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7番、柳田です。譲受人はご主人がスウェーデンの方で、本町に移住してきた方です。譲渡人はご主人を亡くされて一人暮らしをされています。農地を荒らさず使ってもらえればということで、無償で提供しているということです。譲受人の家のすぐ裏が申請地になりますので、夫婦で農地をいろいろ預かりながら農業に従事したいということでした。ご審議よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号65番について質疑のある方は举手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	若杉委員、どうぞ。
若杉委員	1番、若杉です。田はスウェーデン人のご主人が作るのでしょうか。どなたかに委託するのでしょうか。わかれれば教えてください。
柳田委員	先だってご主人が一人で田植えをされたようです。ご主人が大変農業に興味を持っており、譲受人はそれを応援する形です。これからもっと農地を借りて広げていきたいと言っておりました。
若杉委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号65番に賛成の方の举手を求めます。
	〈全員、举手〉
	ありがとうございます。全員举手で、本案件は原案通り可決いたしました。
	続きまして、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。
局長	16ページをお開きください。議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地転用の許可申請があつたので、承認を求める。令和5年6月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号66番の1件となっております。詳

	細は担当がご説明いたします。
事務局員	18 ページをお開きください。受付番号は 66 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の花水流区長 62 歳。譲渡人が、美郷町西郷田代の前花水流区長 64 歳です。申請地は、西郷田代字花水流、畠 2 筆、1,384 m ² であります。申請理由は、申請農用地は令和 4 年 3 月に農業用機資材置場として農地法第 4 条の規定による一時転用許可を受けている農地です。今回、花水流コミュニティセンターの移設・新築の計画があり適地を検討していたところ、本農用地が位置的に適当であったことから、花水流コミュニティセンターの建設を計画したものです。転用後の用途は、コミュニティ施設用地。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、令和 5 年 8 月 1 日着手、令和 6 年 3 月 31 日完了予定となっております。19 ページが地籍集成図、20 ページが配置図で公民館と駐車場として利用します。排水については集落排水がありますので、そちらで処理をするということです。21 ページが平面図、22 ~ 23 ページが立面図となります。24 ページが現況写真で、もとは農地ですが一時転用を受け整地をしています。本農用地は農業公共投資のされていない小集団の農地です。第 2 種農地に該当しますので、立地基準については満たしている状況です。また、国のコミュニティ整備事業の補助金を受けております。事業の確実性や転用面積の妥当性、その他一般基準を申請書の添付書類から判断し許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
森田委員	2 番、森田です。ただ今の説明のとおり、花水流地区の前区長から現在の区長への引継ぎのようです。前回の一時転用の際は農業用機資材置場でしたが、現在の花水流公民館が水害の恐れがあるため、新しいところにコミュニティセンターを建築したいということで決まったようです。現地を確認しましたが、現在の公民館より高台にあるため安全だと判断しました。何の問題もないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 66 番について質疑ある方は挙手をお願いします。
藤本委員	いいですか。
議長	藤本委員、どうぞ。
藤本委員	13 番、藤本です。申請地は昨年、転用申請があった土地ですか。
議長	事務局、説明をお願いします。

事務局員	はい。こちらは申請理由にもあります、令和4年2月の総会時に、農業用機資材置場として4条で一時転用の許可を受けております。その後コミュニティ施設用地への変更手続きとして今回の5条の申請となりました。県とも確認を取りながら手続きを進めておりますので、問題ないと考えております。以上です。
議長	藤本委員、よろしいですか。
藤本委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号66番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案は原案通り可決いたしました。
	続きまして、議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めるます。
局長	25ページをお開きください。議案第20号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和5年6月28日提出、美郷町農業委員会会长 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号67番から70番までの4件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
議長	受付番号67番から70番については、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、同時に説明をお願いします。
事務局員	27ページをお開きください。議案の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地中間管理事業の手続きが変更されていますので説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法の法改正が令和5年4月1日付けで施行されたことにより、法改正前の農用地利用集積計画が廃止、また、農地中間管理機構を活用した農用地利用配分計画の運用も廃止となっております。改正後は農用地利用集積等促進計画に限り、農用地等の利用権設定が可能となっております。 但し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則第5条により、

農用地利用集積等計画への移行猶予として、集積計画一括方式に限り、令和 6 年度末または市町村が地域計画を公表する前日のいずれかの早い日まで、集積計画による利用権設定をすることができるようになっています。

よって、集積計画一括方式により利用権を設定することに伴い、農用地利用集積計画の様式を総会資料 27 ページのとおり変更します。

今まででは、利用権の設定を受ける者として農業公社に一度貸し付けて、公社が耕作する方に貸し出すという形を取っていましたが、一括で処理を行うということをご理解いただければと思っております。

それでは議案の説明に入ります。

受付番号 67 番から 70 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一であるため、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷水清谷の 49 歳の方です。

宮崎県農業振興公社を経由しまして、設定を受ける者に貸し出す形になります。

受付番号 67 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 50 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋と竹原田、田 5 筆、3,998 m² であります。

受付番号 68 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 31 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字竹原田、田 6 筆、6,097 m² であります。ここで訂正をお願いします。受付番号 68 番の利用権を設定する土地の地番が一部間違つておりました。訂正をお願いいたします。

67 番と 68 番については、利用権の種類は賃借権の設定です。

受付番号 69 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷水清谷の 84 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字下仮屋、田 2 筆、810 m² であります。

受付番号 70 番。利用権を設定する者は、設定を受ける者と同一であります。利用権を設定する土地は、南郷神門字竹原田の自己所有の田 4 筆、2,969 m² であります。一度公社に貸し付けを行い、自作するという形になります。

69 番と 70 番については、利用権の種類は使用賃借権の設定です。

4 件合計 17 筆、13,874 m² になります。

利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 29,942 m²。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規となります。28 ページが地籍集成図になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。ただ今事務局から詳しく説明がありましたが、利用権の設定を受ける者は認定農業者として、朝早くから遅くまで頑張っております。今後農業者の高齢化等でますます増加していく案件だと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 67 番から 70 番について、

	質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	若杉委員、どうぞ。
若杉委員	1番、若杉です。内容については問題ないのですが、様式が変わったことについて、もう少し詳しく説明をお願いします。
議長	事務局。
事務局員	はい。従来だと利用権の設定を受ける者が宮崎県農業振興公社で、その後農用地利用配分計画という形のものになっていました。今回からは、集積計画の一括方式に変えています。農用地等の利用権を地権者から中間管理機構に一度経由して、耕作者に貸し出すということを農業委員会の総会において審議する。今までだと、借り受ける人の情報が出てきていませんでした。照会する程度で終わっていたものを、耕作者まで出して審議をすることによって一括で利用権を設定できるように、今から令和6年度まで猶予期間がありますのでご理解いただければと思います。以上です。
若杉委員	わかりました。それと以前聞いたときに、利用権を設定するときの条件に関しては、貸主と公社ではなく、新たに受けた人が条件等については協議するということも変わっていないんですか。
議長	事務局。
事務局員	はい。契約関係に関しましては従来通り借主との協議になりますので、公社は関与しておりません。
若杉委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
黒木謙志 委員	はい。
議長	黒木委員、どうぞ。
黒木謙志 委員	9番、黒木です。受付番号70番で、設定を受ける者と設定する者が同一ですが、これで問題はないのか、また何かメリットがあるのか教えてください。

議長	事務局。
事務局員	<p>はい。28 ページの地籍集成図をご覧ください。こちらは神門上地区を令和 3 年度から農地中間管理事業のモデル地区として設定しております。本来ならここ全体を機構に貸し出したいという意向がありまして、令和 5 年から少しづつ機構活用が進んでいるところです。ただ今質問がありました貸し手と借り手が同じということですが、集成図全部が機構を活用した時に、自分の土地も機構に預けた場合、10 年後担い手が複数人いたときに、自分の土地もシャッフルしてまとめて機構から次の担い手が借り受ける形であるのが一番のメリットかなと思います。担い手が自分の土地だから貸さないとなると、どうしても飛び地になってしまふ。そういうことをなるべく防ぐために了承をいただいて、担い手も自分の土地を一回貸して、10 年後を見越したときにまとまって貸借をするのが一番のメリットになってます。また地域での機構の活用に応じて、協力金が出るメリットもあります。モデル地区で令和 3 年から説明会を開いて了承をいただいて進めているところです。以上です。</p>
黒木謙志 委員 議長	わかりました。
中田委員	他にありませんか。
中田委員	いいですか。
議長	中田委員、どうぞ。
中田委員	5 番、中田です。今後の総会資料はこの様式になるということですか。
議長	事務局。
事務局員	<p>はい。今回の 27 ページの様式については、令和 6 年度までこの形で皆様にご審議いただくことになります。その後の様式につきましては、その都度変更が必要になると考えています。以上です。</p>
中田委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
若杉委員	はい。
議長	若杉委員、どうぞ。

若杉委員	1番、若杉です。第3条とか契約途中で解約したりできますが、第18条も途中解約はできるのですか。
議長	事務局。
事務局員	はい。農地法第3条と基盤強化法第18条で一番大きく違うのは、農地法第3条は法定更新といって、終期年月日が来ても自動的に更新されます。基盤強化法第18条は、終期年月日が来たら期間満了で終了です。若杉委員の質問に対してお答えしますが、どちらも途中で合意による解約はできます。以上です。
若杉委員	わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 67 番から 70 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
	今後このような議案が増えてくるものと思われます。私が考えるに一番は水路の問題も自分一人で管理していくのか、長い水路をどのような方法で管理していくのか、いろいろな問題も出てくるかと思いますので、農業委員会、役場、いろいろな関係機関で協力体制をとっていかなければならないと思っています。
	続きまして、報告第9号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。
局長	29ページをお開きください。報告第9号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和5年6月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	30ページをお開きください。土地の所在は、西郷田代字小川内、田2筆、1,860m ² になります。農地法第3条の賃貸借で令和2年2月1日～令和6年12月31日まで契約が成されていましたが、令和5年4月30日をもって合意解約が成立いたしました。本合意解約は、農地法の要件を満たしているため届出を受理しましたので報告いたします。以上です。
議長	続きまして、報告第10号、農地改良完了届についてを上程いたします。事務局

の提案理由説明を求めます。

局長 31 ページをお開きください。報告第 10 号、農地改良完了届について。農地改良完了届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員 32 ページをお開きください。用水路の改修工事で、敷鉄板を農地に施工したいということで届け出がありました、今回工事完了に伴い敷鉄板の撤去が終了したということで完了届が提出されたものです。以上です。

議長 続きまして、報告第 11 号、相続等による権利移動についてを上程いたします。
事務局の提案理由説明を求めます。

局長 34 ページをお開きください。報告第 11 号、相続等による権利移動について。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出があったので報告する。令和 5 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員 35 ページをお開きください。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書とは、相続・時効取得等、農業委員会の許可を受けずに農地の所有権移転ができる行為について、その行為を行った際には農地に限り農業委員会に届出をするという規定がありますので、報告させていただきます。

35 ページについては、父親名義と母親名義の農地合計 7 筆の相続になります。
詳細は 36 ~ 38 ページをご覧ください。

39 ページについては、父親名義の農地 8 筆の相続になります。

本件につきましては、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により届出書が提出されているので報告いたします。以上です。

議長 それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長 ご起立をお願いします。
以上を持ちまして、令和 5 年第 6 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委員 中谷 茂己

